

大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

大崎上島町長

大崎上島町規則第7号

大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例（令和7年大崎上島町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 条例第9条第1項の規定による指導は、猫の適正な飼養等に関する指導書（様式第1号）により行うものとする。

(勧告)

第3条 条例第9条第2項の規定による勧告は、猫の適正な飼養等に関する勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、猫の愛護及び管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長

猫の適正な飼養等に関する指導書

猫の適正な飼養等について、速やかに措置を講ずるよう大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり指導します。

指導の内容	
指導の理由	
措置の期限	年 月 日

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長

猫の適正な飼養等に関する勧告書

猫の適正な飼養等について、 年 月 日付け 第 号により指導しましたが、依然として当該指導のとおり措置がとられていないので、大崎上島町猫の愛護及び管理に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の内容	
勧告の理由	
措置の期限	年 月 日